

# 障害者手帳の しおり



釧路市役所 障がい福祉課 障がい福祉担当  
阿寒町行政センター 保健福祉課保健福祉担当  
音別町行政センター 保健福祉課保健福祉担当



## 精神障害者保健福祉手帳とは

「精神障害者保健福祉手帳」（以下「精神手帳」という。）とは、精神障がいのため日常生活や社会生活への制約があると認められた方に、その証明として交付されるものです。

入院・在宅による区分や、年齢制限はありません。

精神手帳の交付を受けることによって、国や道からいろいろな福祉サービスを受けることができます。

たとえ障がいがあっても、手帳を所有していなければ支援を受けられない場合があります、手帳は福祉サービスを受けるための大切なものです。

- ※ 住所・氏名・その他の変更がある場合は、精神手帳を持って、届け出てください。
- ※ 紛失したときは、身分を証明するものと顔写真をお持ちください。また、汚れたり、破れた時は手帳と顔写真をお持ちください。
- ※ 更新の申請は、有効期限の3ヶ月前からできます。

### ●障がいのある方やご家族等からの様々な相談に応じます

**釧路市役所 障がい福祉課 障がい福祉担当(防災庁舎3階23番窓口)**

電 話：0154-31-4537 (サービス・手帳(身体・療育)など)

0154-23-5201 (自立支援医療・手帳(精神)など)

F A X：0154-25-3522

**阿寒町行政センター保健福祉課保健福祉担当**

電 話：0154-66-2120 (直通)

F A X：0154-66-1333

**音別町行政センター保健福祉課保健福祉担当**

(福祉保健センター「ほほえみ」)

電 話：01547-9-5151 (直通)

F A X：01547-6-3016

## 障害者手帳をお持ちの皆さまへ

住所や氏名などが変わったときは、  
「居住地等変更届」を提出してください。

▶障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方は、  
転居などをした際、法令により「居住地等変更届」の届出が必要です。

届出することによって、マイナンバーとの情報連携ができます。

- 障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳)については、今後、マイナンバーを使った情報連携ができるようになります。
- 障害者手帳の登録内容が正しく、マイナンバーで情報を得ることができれば、他の手続の際に、障害者手帳のコピーの提出が不要となる場合があります。
- 障害者手帳に書かれた情報(住所、氏名など)が変わった場合、または、すでに変わっている場合には、必ずお住まいの市町村の障害福祉担当課に「居住地等変更届」を届け出てくださいますようお願いいたします。

お問合せ先 釧路市 障がい福祉課

TEL : 31-4537 FAX : 25-3522

## 「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を配付しています。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要していることを知らせることで、援助や配慮を受けやすくなることを目的とした「ヘルプマーク」、二つ折り、両面で、財布などに入れることができる大きさの「ヘルプカード」を配付しております。

「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」をお持ちの方を見かけた場合は、バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

### 【配付場所】

- ・釧路市役所防災庁舎 2階 戸籍住民課  
3階 障がい福祉課・介護高齢課  
4階 健康推進課
- ・阿寒・音別町行政センター 各保健福祉課
- ・鳥取支所
- ・身体障害者福祉センター
- ・サン・アビリティーズくしろ
- ・市内各コミュニティセンター



<ヘルプマーク付属のシール>

私は皆さんの支援が必要です。

下記に連絡して下さい。

私の名前

連絡先の電話 1

呼んで欲しい人の名前

連絡先の電話 2

呼んで欲しい人の名前

お問合せ先 釧路市 障がい福祉課

TEL : 23-5201 FAX : 25-3522



## 個人番号（マイナンバー）について



障害福祉サービス等の申請には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。記載が必要になる手続きは以下のとおりです。

- ・ 障害福祉サービス支給に関する手続き 1～ 5 ページ
- ・ 自立支援医療に関する手続き 9 ページ
- ・ 特別障害者手当、障害児福祉手当等に関する手続き 11 ページ

マイナンバー

左のマークが付いている事業に関する手続きには  
個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。



### 申請時に必要な書類

#### ①申請が本人の場合（郵送の場合も含む）

1. 本人のマイナンバーが確認できるもの（郵送の場合のみ写しでも可）  
例：番号カード、番号通知カード等

2. 番号が本人であるかを確認できるもの（郵送の場合のみ写しでも可）  
例：番号カード、障害者手帳等

※顔写真のない証明書については2つ以上のもの（保険証、年金手帳等）が必要です。

#### ②申請を本人以外が行う場合（郵送の場合も含む）

1. 委任状（本人から委任を受けているかの確認のため）  
釧路市のホームページからダウンロードができます。

2. 代理人の身分が確認できるもの（郵送の場合のみ写しでも可）  
例：番号カード、運転免許証等

※顔写真のない証明書については2つ以上のもの（保険証、年金手帳等）が必要です。

3. 本人のマイナンバーが確認できるもの（郵送の場合のみ写しでも可）  
例：番号カード、番号通知カード等

在宅での生活を支える福祉サービス	頁
○ 障害者総合支援法の規定による障害福祉サービス (全国共通のサービス)	1
1. 訪問系サービス	3
2. 自立生活援助	3
3. 短期入所(ショートステイ)	4
4. 生活介護	4
5. 自立訓練(機能訓練・生活訓練)	4
6. 就労継続支援(A型)	4
7. 就労継続支援(B型)	5
8. 就労移行支援	5
9. 就労定着支援	5
10. 地域相談支援	5
○ 地域生活支援事業(市町村ごとのサービス)	6
11. 地域活動支援センター事業	6
12. 障がい者移動支援事業	6
13. 障がい者日中一時支援(タイムケア)事業	7
14. 成年後見制度利用支援事業	7
15. 成年後見センター事業	7
16. 障がい者基幹相談支援センター事業	8
17. 障がい者虐待防止センター事業	8
医療制度について	
18. 重度心身障がい者医療費助成制度	9
19. 後期高齢者医療制度による医療給付	10
20. 自立支援医療(精神通院医療)	11
21. 精神障がい者入院医療助成制度	11
年金・手当について	
22. 障害年金	12
23. 労働災害の年金	13
24. 特別障害者手当	13
25. 障害児福祉手当	13
26. 特別児童扶養手当	14
27. 児童扶養手当	14
交通機関の優遇制度について	
28. バス運賃割引制度	15
29. 航空運賃割引制度	15
30. 特別駐車の手配	15
税金の優遇制度について	
31. 所得税・住民税の障害者控除	16
32. 利子の非課税	16
33. 自動車税(種別割)、自動車税・軽自動車税(環境性能割)の減免	16
34. 軽自動車税(種別割)の減免	17
35. 相続税の控除・贈与税の非課税	18
その他の制度について	
36. NTTの電話番号案内の無料措置	18
37. NHK放送受信料の免除	18
38. 生活福祉資金の貸付制度	19
39. 入場料及び入園料の免除	19
40. ふれあい収集	20
41. 避難行動要支援者避難支援事業	20
42. 映画料金割引制度	21
43. 携帯料金等割引制度	21
主な福祉施設・各種相談機関	22

## 在宅での生活を支える福祉サービス

- **障害者総合支援法（※）の規定による障害福祉サービス(全国共通のサービス)** ●  
(※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

平成25年4月から難病等の方々が障害福祉サービス等の対象になりました

平成25年4月に施行された障害者総合支援法で、障がい者の範囲に難病等の方々が加わりました。身体障害者手帳の所持の有無に関わらず必要と認められた障害福祉サービス等を受けることができます。

- 【対象者】 国が定めた369疾患による障がいがある方々（令和6年4月1日より拡大）  
（369疾患は釧路市のホームページ等で確認するか又は下記へ問い合わせ下さい）
- 【サービスの種類】 居宅介護、短期入所、就労訓練、補装具、相談支援、日常生活用具等
- 【手続き】 対象疾患であることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を持参の上、申請して下さい。  
その後、障害支援区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることとなります。
- 【問合せ・申請先】 障がい福祉課障がい福祉担当（釧路市役所防災庁舎3階23番窓口）  
☎31-4537

### 📖 利用にあたり

利用にあたり、事前に障害支援区分等認定調査（以下「調査」）を受ける必要があります。

サービスの種類によっては、さらに障害支援区分等認定審査会（以下「審査会」）に諮り、「障害支援区分（区分1～区分6）」の認定を受けなければ、利用できないサービスもありますので、利用を希望される場合は、早めに障がい福祉課障がい福祉担当へご相談の上、利用申請をしてください。

申請受理後、市より委託された調査員が後日ご連絡の上、実際に調査に伺う日時等調整させていただきます（申請が集中する時期には、すぐに調査に伺えない場合もあります）。

### 📖 「障害支援区分」

「障害支援区分」の認定を受ける場合は、調査と合わせて、主治医の意見書が必要になります（市より主治医に直接依頼いたします）ので、とくに主治医のいない場合には、意見書の記載をお願いする病院を新たに決めていただくこととなります（病院によっては意見書が完成するまでかなり日数がかかる場合もあります）。

調査が終わり、主治医の意見書が市へ届いた後、審査会に諮ることとなりますが、審査会は定期的で開催しているため、調査や意見書完成の日程によっては、翌月の審査会に回るようになります。「障害支援区分」の認定が必要なサービス利用を新規にご希望される場合は、相談・申請から実際のサービス利用が可能となるまで、2ヶ月以上かかる場合がありますので、極力早めにご相談ください。

## 📖 「サービス等利用計画」

介護給付・訓練等給付サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を支給（給付）決定する際に、市が指定する相談支援事業所に利用者の希望や環境等を考慮したサービス等利用計画を作成してもらい、モニタリングを行うなどによりきめ細かな支援を行います。

## 📖 「利用者負担」

サービスを利用したときの利用者負担は、負担能力に応じて定められます（応能負担）。

月ごとの利用者負担は、障がいのある方が属する世帯等の所得に応じて負担上限額が決められており、月ごとの上限額に至るまでは費用の1割が利用者の負担になります。

市民税非課税世帯は、利用者負担はありません。また、施設への通所等により受けるサービスについては、月ごとの負担上限額とは別に事業所が定めた食事代等がかかります。

65歳以上の方など介護保険制度対象者は原則として利用できません（介護保険制度での利用となります）。

問合せ・申請先 障がい福祉課障がい福祉担当（釧路市役所防災庁舎3階23番窓口）  
阿寒町行政センター保健福祉課保健福祉担当  
音別町行政センター保健福祉課保健福祉担当（福祉保健センターほほえみ）  
申請に必要なもの 手帳・本人（児童は保護者）の収入所得等のわかる書類等

## 📖 「障害者総合支援法と介護保険制度」

障がい者で、65歳以上の方や40歳以上65歳未満で特定疾病（次ページの一覧表を参照。）を持っている方は、介護保険制度を利用します。

障害者総合支援法によるサービスと介護保険によるサービスには同じようなサービスがあります。対象になる方は、介護保険で要支援・要介護の認定を受けた上で、介護保険サービスを優先して利用することとされています。

また、介護保険サービスにはないサービスについては、障害者総合支援法によるサービスを利用することができます。詳しくは、釧路市役所障がい福祉課障がい福祉担当（釧路市役所防災庁舎3階23番窓口 ☎ 31-4537）へお問い合わせください。

《介護保険にはない障害福祉サービス》

○年齢に関係なく利用できるサービス

サービス名称	内容
同行援護	外出時に同行しての移動支援や外出先での代筆・代読
行動援護	危険を避けるために必要な行動の手助けや外出時の移動支援
就労継続支援B型	知識や能力の向上を目指した就労の中での訓練（雇用契約なし）
自立訓練	身体機能や生活能力の向上のための訓練
自立生活援助	施設を利用していた障がいを持つ方が一人暮らしを始めた際の相談対応等

○40～64歳の方が利用できるサービス

サービス名称	内容
就労継続支援A型	知識や能力の向上を目指した就労の中での訓練（雇用契約あり）
就労移行支援	一般企業で働くことを目指した就労訓練
就労定着支援	一般企業で働く障がいを持つ方に対する相談対応等



## 《特定疾病一覧表》

① 筋萎縮性側索硬化症	⑩ 脳血管疾患
② 後縦靭帯骨化症	⑪ パーキンソン病関連疾患
③ 骨折を伴う骨粗鬆症	⑫ 閉塞性動脈硬化症
④ 多系統委縮症	⑬ 関節リウマチ
⑤ 初老期における認知症	⑭ 慢性閉塞性肺疾患
⑥ 脊髄小脳変性症	⑮ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
⑦ 脊柱管狭窄症	⑯ がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
⑧ 早老症	
⑨ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	

以下より、各々のサービスの種類ごとの説明です。

## 1 訪問系サービス

マイナンバー

在宅の障がい者の方にヘルパーを派遣し、当該世帯の家庭生活の家事・身体介護等について援助するとともに、家族の介護負担の軽減を図るものです。

- 対象者 障害支援区分1以上で日常生活を営むのに支障があり、ヘルパー派遣が必要と判断される方  
・介護保険制度対象者を除きます。
- 派遣内容 居宅介護
  - ・身体介護（食事・排泄・衣類着脱・入浴・清拭等）
  - ・家事援助（調理・衣類の洗濯・掃除・買物等）
    - ※単身もしくは同居人が家事を行うことが困難な方
  - ・通院等介助、通院等乗降介助（通院にかかる移動・通院先での介助等）重度訪問介護（入浴・排泄・食事の手助けや外出時の移動支援）
  - ※重度の障がいがあり、常に介護が必要な方行動援護（危険を避けるために必要な行動の手助けや外出時の移動支援）
  - ※知的障がいや精神障がいで、単独での行動が難しい方
- 利用時間 障害支援区分ごとに、利用可能なサービス量（単位）の上限がありますので、基準の範囲内において、本人の障がい状況や家族等介護者の状況を勘案した上で、1ヶ月当たりの利用時間数を決定します。

## 2 自立生活援助

マイナンバー

定期的に居宅を訪問し、状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

- 対象者 入所施設や病院から地域での一人暮らしに移行し、理解力や生活力に不安がある方（家族による支援が見込めない場合を含む）
- 内容
  - ・月2回以上の定期的な居宅訪問による生活状況の確認および必要な助言や医療機関等との連絡調整。
  - ・訪問、電話、メール等による対応（利用者からの相談等があった場合に限る。）
- 利用期間 利用者ごとに1年以内の期間が設定されます。

### 3 短期入所（ショートステイ）

在宅の障がい者（児）の介護者の方が、病気・冠婚葬祭・出張等により、家庭での介護が一時的にできなくなった場合、障がい者（児）の方を施設で介護します。

- 対象者 障害支援区分1以上で日常生活を営むのに支障があり、介護を要する方
  - ・ただし、伝染性疾患を有せず、入院加療を必要としない方。
  - ・介護保険制度対象者を除きます。
- 利用時間 きわめて特別な事情がある場合を除き、同一月内では7日間を上限として、利用日数を決定します。

### 4 生活介護

障がい者の方を対象に、施設に通所により、入浴、食事など日常生活上の支援や日中活動の機会の提供などのサービスを行います。

- 対象者 障害支援区分3以上（50歳以上は区分2以上）で、安定した日常生活を営むのに支障があり、常時介護を要する方。
  - ・介護保険制度対象者を除きます。
- 内容 通所し、入浴・昼食・創作活動等のサービスが受けられます。
- 利用時間 調査のうえ、本人の障がい状況・家庭状況に応じて利用できる日数を決定します。

### 5 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

在宅の障がい者の方を対象に、施設を利用して一定の期間、身体機能または生活能力の維持・向上等のために必要な訓練を行います。

- 対象者 地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上などの機能訓練等を要する方
- 内容 通所または訪問し、家事等日常生活能力を向上するための訓練サービスが受けられます。
- 利用時間 調査のうえ、本人及び事業所と協議し、利用できる日程を決定します。

### 6 就労継続支援（A型）

就労を希望する障がい者を対象に、雇用契約を結び、施設への通所により一定の期間において就労や生産活動の機会を提供し、訓練や就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練サービスを行います。

- 対象者 会社等で働くのが困難な方であるが、雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の方
- 内容 雇用契約を結び、就労機会の提供をし、知識能力を高めるために訓練を行います。
- 利用時間 調査のうえ、本人及び事業所と協議し、利用できる日数を決定します。

## 7 就労継続支援（B型）

就労を希望する障がい者を対象に、施設への通所により、就労や生産活動機会を提供し、（雇用契約を結ばない）や就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練サービスを行います。

- 対象者 障がいの状況や年齢的な理由により、一般企業や雇用の事業所等で働くのが困難な方
- 内容 事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供することで訓練を行います。
- 利用時間 調査のうえ、本人及び事業所と協議し、利用できる日数を決定します。

## 8 就労移行支援

就労を希望する障がい者を対象に、一般企業などへの就労に向けて、事業所内や企業における作業訓練や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

（利用者ごとに24ヵ月以内の利用期間が設定されます）

- 対象者 単独で就労することが困難であるため、就職のための支援が必要な65歳未満の方

## 9 就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者の就労に伴う生活上の支援のため、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

- 対象者 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方
- 利用期間 利用者ごとに3年以内の利用期間が設定されます。

## 10 地域相談支援

### 【地域移行支援】

施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等に入所・入院している障がい者等に対して、住居の確保や地域における生活に移行するための支援を行います。

- 対象者 施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等に入所・入院している障がい者等のうち地域生活への移行のための支援が必要と認められる方
- 利用期間 利用者ごとに6ヵ月以内の利用期間が設定されます。

### 【地域定着支援】

居宅において単身等で生活する障がい者に対して、常時連絡体制を確保し、緊急時の相談等に対応します。

- 対象者 居宅において単身等であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者
- 利用期間 利用者ごとに1年以内の利用期間が設定されます。

## ● 地域生活支援事業（市町村ごとのサービス） ●

### 1.1 地域活動支援センター事業

---

障がい者（児）に日中活動の場を提供いたします。

- 対象者 釧路市内に居住している障がい者（児）の方
- 内容 通所し、創作・生産活動やスポーツ活動などの支援を行います。
- 利用負担 自己負担はありません。ただし、事業所によって昼食代、送迎代などの負担があります。
- 申込先 次の事業所へ直接お申し込みください。

事業所名	住所	電話番号
地域生活支援センター・ハート釧路	釧路市白金町2番14号	32-7400
地域活動支援センター ザックル	釧路市柏木町2番8号	44-5500
地域活動支援センター 親子の家	釧路市鳥取北3丁目10番3号	52-5226

### 1.2 障がい者移動支援事業

---

在宅の障がい者（児）の外出（通院を除く）支援を行うサービスです。

- 対象者 市内に居住する在宅の障がい者（児）であって、次のいずれかに該当する方
  - ・ 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）をお持ちの方
  - ・ 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方
  - ・ 障害児通所支援受給者証をお持ちの方
  - ・ 障がいを有することを証明できる書類を有している方
- 内容 通院以外の外出支援や外出先での見守り、付き添い等  
※通院は居宅介護の通院介護になります。また恒常的な外出（通勤・通学・通所等）のためには利用できません。
- 利用負担 1時間未満400円。以降、30分増すごとに100円ずつ加算され、5時間30分以上の利用については一律1,400円となります。  
このほか、サービス提供時の交通費（本人、介護者等）は実費負担になります。
- 問合せ・申請先  
障がい福祉課障がい福祉担当（釧路市役所防災庁舎3階23番窓口）（☎31-4537）  
阿寒町行政センター保健福祉課保健福祉担当  
音別町行政センター保健福祉課保健福祉担当（福祉保健センター「ほほえみ」）
- 申請に必要なもの 精神手帳または障がいを有することを証明できる書類

### 13 障がい者日中一時支援（タイムケア）事業

---

在宅の障がい者（児）の施設における日中の一時預かり、自宅における見守り等の支援を行うサービスです。

- 対象者 市内に居住する在宅の障がい者（児）であって、次のいずれかに該当する方
  - ・ 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）をお持ちの方
  - ・ 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方
  - ・ 障害児通所支援受給者証をお持ちの方
  - ・ 障がい有することを証明できる書類を有している方
- 内容 日中の施設における一時預かりや自宅に介護者を派遣して見守り等のサービスを行います。
- 利用負担 1時間未満400円。以降、30分増すごとに100円ずつ加算され、5時間30分以上の利用については一律1,400円となります。  
このほか、事業所により定めた食事代等の実費負担があります。
- 問合せ・申請先
  - 障がい福祉課障がい福祉担当（釧路市役所防災庁舎3階23番窓口）（☎31-4537）
  - 阿寒町行政センター保健福祉課保健福祉担当
  - 音別町行政センター保健福祉課保健福祉担当（福祉保健センター「ほほえみ」）
- 申請に必要なもの 精神手帳または障がい有することを証明できる書類

### 14 成年後見制度利用支援事業

---

成年後見制度の利用を支援するため、後見人等の報酬に対し助成を行います。

- 対象者 市内（サービスの実施主体が釧路市であれば利用者が市外でも可能）に居住し、かつ、次のいずれかに該当する者の後見人等
  - ①生活保護受給者
  - ②中国残留邦人等支援給付受給者
  - ③市民税非課税者
- 内容 成年後見人、保佐人又は補助人に対する報酬の一部を助成します。（助成額は、家庭裁判所が後見人等に付与した報酬及び被後見人の財産により算出します。）
- 相談先 社会援護課 福祉政策担当（釧路市役所本庁舎1階 ☎31-4536）

### 15 成年後見センター事業

---

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が成年後見制度を的確に利用し、地域で安心して暮らせるよう支援を行います。

- 対象者 市内（サービスの実施主体が釧路市であれば利用者が市外でも可能）に居住する認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方及びその家族
- 内容 成年後見制度の利用や申し立て手続きの方法についての相談を受付けます。
- 利用負担 自己負担はありません。
- 相談先 釧路市権利擁護成年後見センター  
釧路市旭町12番3号 釧路市総合福祉センター3階 ☎24-1201

## 16 障がい者基幹相談支援センター事業

---

地域の相談支援の中心となる総合的な拠点として、相談支援事業所と協力しながら、より専門的な相談支援を行ったり、地域で生活しやすいようにサポートします。

- 対象者 市内(サービスの実施主体が釧路市であれば利用者が市外でも可能)に居住する障がいのある方、又は障がいの疑いのある方及びその家族
- 内容 専門的で困難性の高い相談を受付けます。
- 利用負担 自己負担はありません。
- 相談先 障がい者基幹相談支援センター  
釧路のぞみ協会 自立センター内 双葉町17番10号 ☎65-7380

## 17 障がい者虐待防止センター事業

---

「障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が平成24年10月1日に施行されました。障がいをお持ちの方に対する虐待は、その尊厳を害すものであり、障がい者の自立と社会参加にとって虐待防止を図ることが極めて重要です。この推進のために、市では、虐待防止センターを設置し、障がいをお持ちの方の尊厳を尊重し、安心して暮らせることを目指した取り組みをすすめています。

- 対象者 市内に居住する障がいのある方(サービスの実施主体が釧路市であれば利用者が市外でも可能)、又は障がいの疑いのある方、及びその家族
- 内容 虐待や権利擁護についての相談を受付けます。
- 利用負担 自己負担はありません。
- 相談先 障がい者虐待防止センター  
株式会社 サハスネット(共栄大通3丁目2番8号 クレインライズI-1)  
☎070-5282-9777 FAX64-6228

## 18 重度心身障がい者医療費助成制度

重度の心身障がい者を対象とする医療費助成制度です。

■対象者 精神手帳 1 級をお持ちの方

■対象条件 上記の等級で、次のいずれにも該当する方が対象になります。

・健康保険加入者

※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入している方のみ助成対象となります。

・釧路市に住民登録をしている方

※生活保護受給者、児童福祉施設入所者は対象になりません。

※本人を含め、生計を維持している方等の所得制限があります。

■助成内容 通院医療（入院を除く）に係る保険診療のうち、自己負担分（医療機関への支払分）から高額療養費等の保険給付分及び法令等の規定により国等から給付された医療費分を控除した額の全部、又は一部が助成されます。

【医療費の自己負担】

受給対象者		入通院区分	自己負担額
市民税 非課税 世帯者	全年齢	通院	なし
市民税 課税 世帯者	0歳～中学生	通院	なし
	高校生等 (18歳の年度末まで)	通院	総医療費の1割
	18歳以上	通院	

※18歳の年度末までの入院は、子ども医療費助成の対象となります。

■助成開始日 受給者証の交付申請をした日から。

・転入者については、前住地で重度心身障がい者医療費助成を受けていた場合は、転入日から

■問合せ・申請先

医療年金課医療給付係（釧路市役所防災庁舎2階11番窓口 ☎31-4526直通）

阿寒町行政センター市民課市民サービス係（☎66-2210 直通）

音別町行政センター市民課市民サービス係（☎01547-6-2231 代表）

■申請に必要なもの 精神手帳・健康保険証

特定疾病、特定疾患等その他の医療証（お持ちの方のみ）

転入者等については、課税権のある市区町村から発行された所得を証する書類

## 19 後期高齢者医療制度による医療給付

精神手帳をお持ちの一部の方は、後期高齢者医療制度に加入し医療を受けることができます。

現在、加入している国民健康保険や社会保険などの健康保険制度から脱退することとなり、また、保険料の負担があります。

- 対象者 65歳以上75歳未満の方で、精神手帳1～2級をお持ちの方
- 給付内容 病気やケガの治療、入院した場合の医療費など、今までの健康保険制度で受けられていた内容と基本的に同じです。
- 自己負担 医療機関での負担は被保険者の前年の所得等を基に、1割～3割となります。  
※人工透析治療を受けている方等は、「特定疾病療養受療証」を交付しますので、申請時にお申し出ください。

要件	自己負担割合
①住民税の課税所得145万円以上の被保険者と同一世帯にいる方	3割
②住民税課税世帯で同一世帯に課税所得28万円以上の被保険者がいる場合に、「年金収入+年金以外の合計所得金額」が ●被保険者が1人の場合 →200万円以上 ●被保険者が2人以上の世帯 →320万円以上	2割
③住民税非課税世帯の方、住民税課税世帯で②に該当しない方	1割

- 給付開始月 65歳の誕生日から  
申請日が誕生日以降である場合は、申請日から
- 問合せ・申請先  
医療年金課医療給付係（釧路市役所防災庁舎2階11番窓口 ☎31-4526 直通）  
阿寒町行政センター市民課市民サービス係（☎66-2210 直通）  
音別町行政センター市民課市民サービス係（☎01547-6-2231 代表）
- 申請に必要なもの 精神手帳



## 20 自立支援医療（精神通院医療）

精神障がいを持ち、継続的に通院による精神医療（入院を除く）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。

- 自己負担 原則、医療費用の1割負担になります。
  - ・本人の加入する保険世帯の市民税課税状況等
  - ・非課税世帯の場合は本人の前年分の収入等
 により月額負担上限額が設けられます。（生活保護受給者は負担なし）
- 問合せ・申請先 障がい福祉課障がい福祉担当（釧路市役所防災庁舎3階23番窓口）（☎23-5201）  
阿寒町行政センター保健福祉課保健福祉担当  
音別町行政センター保健福祉課保健福祉担当（福祉保健センター「ほほえみ」）
- 申請に必要なもの 健康保険証・印鑑・診断書・市民税、収入（障害年金・遺族年金等）がわかる証明書類等  
※診断書は2年毎の提出です。詳しくはお問い合わせください。

## 21 精神障がい者入院医療費助成制度

精神障がいにより病院に入院している方の医療費について、自己負担分（食事代を除く）の1.5割が助成されます。

- 対象者 精神障がいにより市内又は鶴居村に所在する精神保健及び精神障がい福祉に関する法律の規定による精神科病院または指定病院（総合病院の精神科等）に入院している方。
- 対象条件 上記の対象者で、次のいずれにも該当する方
  - ・健康保険加入者
  - ・釧路市に1年以上居住している方
  - ・主に生計を維持している方等の所得が基準内であること
  - ・他の医療費助成（子ども、重度、ひとり親）を受けていないこと  
（精神障がい者手帳1級で重度医療費助成を受けている方は除く）
  - ・後期高齢者医療制度に加入していないこと
  - ・生活保護を受給していないこと
- 助成内容 保険診療のうち、自己負担分から高額療養費等の保険給付分を控除した額の1.5割が助成されます。食事療養費については助成されません。
- 問合せ・申請先 医療年金課医療給付係（釧路市役所防災庁舎2階11番窓口☎31-4526 直通）  
阿寒町行政センター市民課市民サービス係（☎66-2210 直通）  
音別町行政センター市民課市民サービス係（☎01547-6-2231 代表）
- 申請に必要なもの 診断書・健康保険証・保護者名義の銀行口座がわかるもの

## ● 年金・手当について ●

### 2.2 障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

受給するためには納付要件などの要件がある他、障がいなどの状況により手続きも異なりますので、お早めにご相談ください。

#### ■相談・請求手続き窓口

障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日（以降「初診日」）の年金加入状況によって、相談・請求手続きの窓口が変わります。

※相談の際には、基礎年金番号のわかるもの、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方はご持参ください。

年金種類	初診日の年金加入状況	相談・請求手続き窓口
障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初診日が20歳前にある場合</li> <li>■初診日が第1号被保険者期間中にある場合</li> <li>■初診日が60歳以上65歳未満の間にある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医療年金課年金係 釧路市役所防災庁舎2階10番窓口 直通0154-31-4532</li> <li>■阿寒町行政センター市民課市民サービス係 直通0154-66-2210</li> <li>■音別町行政センター市民課市民サービス係 代表01547-6-2231</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初診日が第3号被保険者期間中にある場合 ※第3号被保険者とは、厚生年金・共済組合加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■釧路年金事務所 0154-25-1521</li> <li>※音声案内が2回流れます。最初は「1」、2回目は「2」を選択してください。</li> </ul>
障害厚生(共済)年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初診日が厚生年金の加入期間中にある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各共済組合</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初診日が共済組合の加入期間中にある場合</li> </ul>	

#### ■障害年金に該当する状態・金額

等級	該当する状態	障害基礎年金額	障害厚生年金額
1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできない。	年額1,020,000円 (月額85,000円) +子の加算	報酬比例の年金額×1.25 +配偶者の加給年金 +障害基礎年金
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができない。	年額816,000円 (月額68,000円) +子の加算	報酬比例の年金額 +配偶者の加給年金 +障害基礎年金
3級	労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とする。	—	報酬比例の年金額 (最低保証額 年612,000円)
障害手当金(一時金)	3級よりも軽いが認定基準に定める障がいがある。	—	報酬比例の年金額×2を一時金として支給 (最低保証額 年1,224,000円)

- ・ 障害年金の等級は、精神障害者保健福祉手帳等の等級とは異なります。
- ・ 68歳以上の方の障害基礎年金額と障害厚生年金3級及び障害手当金の最低保証額は表の金額と異なります。
- ・ 障害厚生年金の「報酬比例の年金額」とは、これまで加入していた報酬額や期間等により計算されます。
- ・ 「子の加算」、「配偶者の加給年金」とは、受給者に生計を維持されている対象者がいる場合に受け取ることができます(年齢制限等あり)。配偶者と子1~2人目 年234,800円、子3人目以降 年78,300円
- ・ 障害年金2級以上を受けている国民年金加入者(20歳から60歳までの第1号被保険者)は、届け出をすることにより国民年金保険料(月額16,980円)が免除されます。

## 23 労働災害の年金

業務上の災害等に保険給付が行われます。障がい固定した場合等に、障害補償年金、障害補償一時金等が支給されます。また、厚生年金と併給される場合もあります。

■問合せ・申請先 釧路労働基準監督署（柏木町2-12 ☎42-9711）

## 24 特別障害者手当

著しい重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい者に手当を支給する制度です。

■対象者 20歳以上の在宅の障がい者で、重度の障がい重複（2つ以上）するなど、日常生活において常時特別の介護を必要とする方。

申請には医師の診断書が必要となります。

■支給制限 病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院されている方や施設等に入所されている方は支給できません。

（退院後、支給資格があれば、再度支給できます。）

本人または扶養義務者の所得によって所得制限があります。

■支給額 月額 28,840円

■問合せ・申請先

障がい福祉課障がい福祉担当（釧路市役所防災庁舎3階23番窓口）（☎23-5201）

阿寒町行政センター保健福祉課保健福祉担当

音別町行政センター保健福祉課保健福祉担当（福祉保健センター「ほほえみ」）

## 25 障害児福祉手当

重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい児に手当を支給する制度です。

■対象者 20歳未満であって、重度の障がいがあるため日常生活において常時の介護を必要とする児童。

申請には医師の診断書が必要となります。

■支給制限 福祉施設等に入所している方は支給できません。

児童または扶養義務者の所得によって、所得制限があります。

■支給額 月額 15,690円

■問合せ・申請先

障がい福祉課障がい福祉担当（釧路市役所防災庁舎3階23番窓口）（☎23-5201）

阿寒町行政センター保健福祉課保健福祉担当

音別町行政センター保健福祉課保健福祉担当（福祉保健センター「ほほえみ」）

## 26 特別児童扶養手当

障がいのある児童（20歳未満）を養育している保護者に支給されます。

- 対象者 精神の障がいがあって、日常生活が著しく制限される児童を養育している保護者。  
※精神手帳を所持していても、必ず該当になるとは限らず、申請には所定の診断書の提出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。
- 支給制限 児童が福祉施設に入所している場合は支給されません。
  - ・保護者（受給者）や扶養義務者の所得により、所得制限があります。
  - ・障害児福祉手当・児童扶養手当と併給できます。
- 支給額 手当1級 月額 55,350円  
手当2級 月額 36,860円
- 問合せ・申請先  
こども支援課こども支援係（釧路市役所防災庁舎2階12番窓口 ☎31-4540）  
阿寒町行政センター保健福祉課保健福祉担当  
音別町行政センター保健福祉課保健福祉担当（福祉保健センター「ほほえみ」）

## 27 児童扶養手当

ひとり親が対象の手当ですが、父（母）が重度の障がい者になった場合、その妻である児童の母（夫である児童の父）等をひとり親とみなし、児童扶養手当が支給されます。

- 対象者 児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、特別児童扶養手当対象児の場合は20歳未満）を養育する親のうち夫（妻）が重度の障がい（障害年金等1級相当）の状態にある方。
- 対象の制限 次の場合は対象になりません。
  - ・児童が里親に委託されている場合
  - ・児童が婚姻した場合
  - ・児童が福祉施設に入所している場合
- 支給額
 

児童1人の場合	全部支給	月額	45,500円
	一部支給	月額	10,740円～45,490円
児童2人以上の加算額			
2人目	全部支給	月額	10,750円
	一部支給	月額	5,380円～10,740円
児童3人目以降1人につき	全部支給	月額	6,450円
	一部支給	月額	3,230円～6,440円
- 問合せ・申請先  
こども支援課こども支援係（釧路市役所防災庁舎2階12番窓口 ☎31-4540）  
阿寒町行政センター保健福祉課保健福祉担当  
音別町行政センター保健福祉課保健福祉担当（福祉保健センター「ほほえみ」）

## ● 交通機関の優遇制度について ●

### 28 バス運賃割引制度

---

路線バス等の運賃割引制度です。

- 対象者 精神手帳をお持ちの方
- 割引内容 本人のみ 5割引（10円未満切上）
- 対象路線 (1) くしろバス株式会社、阿寒バス株式会社、根室交通株式会社が運行する一般定期バス路線（都市間バス路線を除く。）  
(2) 網走観光交通株式会社が運行する都市間バス路線
- 手続先 降車するときに、乗務員に障がい内容がわかるように手帳を提示し、料金を支払ってください。（網走観光交通株式会社は乗車時に手帳提示）

### 29 航空運賃割引制度

---

航空運賃の割引制度です。割引運賃額は、各航空事業者または路線によって異なります。

- 適用範囲 精神手帳の交付を受けている満12歳以上の方及び介護者1名
- 購入手続 航空券購入時に航空券販売窓口へ精神手帳を提示する。
- 詳細事項 ご購入希望の各航空会社へお問合せください。

### 30 特別駐車の特典

---

障がい者の通院などのために、本人が運転又は同乗（タクシーを含む）する場合に、駐車禁止除外指定車標章（以下「標章」）を掲示すれば駐車禁止区域内（法定禁止場所を除く。）に他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。

- 対象者 精神手帳1級をお持ちの方
- 手続先 釧路警察署3番窓口（☎23-0110）  
※詳細は釧路警察署へお問い合わせください。
- 申請に必要なもの 障害者手帳及びその1～3ページのコピーA4で2部  
※旧障害者手帳（青色）をお持ちの方は、自動車運転免許証・パスポート等顔写真が確認できるものを提出してください。  
※顔写真が確認できるものが無い場合は釧路警察署へご相談ください。

## ● 税金の優遇制度について ●

マイナンバー

### 3.1 所得税・住民税の障害者控除

障がいのある方が負っている経済上又は生活上のハンディキャップを軽減し、その自立を促進するため、各種の税金について軽減措置がとられています。

- 対象者 障がい者本人、又は障がい者を扶養している方
- 内容 特別障害者控除（精神手帳1級の場合）
  - ・所得税40万円 ・住民税30万円（同居の場合はそれぞれ75万円 53万円）障害者控除（精神手帳2～3級の場合）
  - ・所得税27万円 ・住民税26万円※本人が障がい者で、前年の所得が135万（給与収入にすると2,043,999円）以下であれば住民税が非課税になります。
- 申告先（税の控除を受けるためには）
  - ・年末調整の方～障害者手帳の交付を受けている方は、年末調整時に勤務先の給与担当課に障害者手帳を提示してください。
  - ・年末調整以外の方～確定申告、住民税申告の際に障害者手帳を提示してください。
- 控除内容の問合せ先
  - ・所得税について 釧路税務署（☎31-5100）
  - ・住民税について 市民税課（☎23-5151）  
阿寒町行政センター市民課市民サービス係（☎66-2210 直通）  
音別町行政センター市民課市民サービス係（☎01547-6-2231代表）

### 3.2 利子の非課税

精神手帳の交付を受けている方は、一定の預貯金の利子が非課税となっています。

- 対象者 精神手帳をお持ちの方
- 非課税限度額 マル優（350万円）銀行等の預金、貸付信託、公社債、公社債投資信託等  
特別マル優（350万円） 利付国債、公募地方債等
- 問合せ・申請先 各金融機関窓口

### 3.3 自動車税（種別割）、自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免

マイナンバー

障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に該当する方について、申請により自動車税（種別割）の課税免除及び自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免を受けることができます。

- 対象者 精神手帳をお持ちの方
- 対象台数 障がい者（児）の方1人につき、自家用の自動車1台に限ります。  
（軽自動車を含め1台に限ります。）
- 対象条件 次のいずれかの場合に対象になります。※詳しくはお問い合わせください。
  - (1)障がい者の方が自動車を所有し、もっぱら自分で運転する場合。
  - (2)障がい者の方と生計を一にする方が自動車を所有、または運転し、もっぱら障がい者の方の通院、通学等に使用する場合。※注意：通院、通学等の使用状況は、週1日以上の使用を継続的（過去6ヶ月間以上）に行うことが必要で、過去6ヶ月間の通院等の回数を、各機関が証明した証明書が必要となります。

(3) 障がい者等のみで構成される世帯の障がい者の方が所有する自動車を、その世帯の障がい者の方を常時介護する方が、その方のためにもっぱら運転する場合。

(4) その構造がもっぱら障がい者の方の利用のためのものであると認められる自動車。

■問合せ・申請先 釧路総合振興局納税課納税第二係 (☎43-9172 直通)

■申請に必要なもの <(1)～(4)共通> 精神手帳・車検証・印鑑

(1)の場合加えて ①障がい者の方の運転免許証

(2)の場合加えて ①運転する方の運転免許証

②通院、通学、通園、通所等証明書

③健康保険証(障がい者、車の所有者(使用者)、  
運転者のもの)または世帯全員分の住民票

(3)の場合加えて ①運転する方の運転免許証

②常時介護証明書

(釧路保健所で発行しています。詳しくはお問い合わせください)

(4)の場合加えて

①障がい者の方のための特別な仕様や構造を確認できる写真等

マイナンバー

### 3.4 軽自動車税(種別割)の減免

障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に該当する方について、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

■対象者 精神手帳をお持ちの方

■対象条件 次のいずれかの場合に対象になります。

(1)障がい者の方が自ら運転する場合

(2)障がい者(児)の方と生計を一にする方が運転する場合

(3)障がい者のみで構成される世帯の障がい者の方を常時介護する方が運転する場合

(4)その構造がもっぱら障がい者(児)の方の利用のためのものである場合

■軽自動車の所有者 下記のいずれかの場合に限りします。

(1)障がい者本人

(2)障がい者(児)と生計を一にする方

(3)障がい者のみで構成される世帯の障がい者の方を常時介護する方

■対象台数 障がい者(児)の方及び所有者1人につき、自家用の軽自動車1台に限りします。  
(普通車を含め1台に限りします。)

■問合せ・申請先

市民税課税務係 (☎23-5151 内線3136)

阿寒町行政センター市民課市民サービス係 (☎66-2210 直通)

音別町行政センター市民課市民サービス係 (☎01547-6-2231 代表)

■申請に必要なもの 精神手帳・運転免許証・車検証・常時介護している方の場合にはそれを証明する書類・個人番号カード又は個人番号通知カード・申請者の身元確認書類(個人番号カード、運転免許証等)

(対象条件(4)で申請する場合は、その構造がわかる写真)

### 35 相続税の控除・贈与税の非課税

障がい者が相続や贈与を受けた場合、相続税や贈与税について優遇措置があります。

■問合せ・手続先 釧路税務署（☎31-5100）

## ● その他の制度について ●

### 36 NTTの電話番号案内の無料措置

NTTの電話番号案内（☎104）が無料になります。

■対象者 精神手帳をお持ちの方

■問合せ先 NTT東日本ふれあい案内担当（☎0120-104174）  
（午前9時～午後5時・土日祝日、年末年始除く）

### 37 NHK放送受信料の免除

NHK放送受信料が半額又は全額免除されます。

■対象者

○半額免除（1～3の全てに該当する方）の場合

1. 精神手帳1級
2. 精神手帳所持者が世帯主であること
3. 精神手帳所持者がNHKとの受信契約者であること

○全額免除（1～3の全て該当する世帯）

1. 世帯員の中に精神手帳所持者がいること
2. 世帯全体が市町村民税非課税世帯であること
3. 世帯員がNHKとの受信契約者であること

■手続き方法 下記いずれかの窓口で「放送受信料免除申請書」に上記内容であることの「証明印」を受けたあと、その申請書をNHK放送局の窓口へ提出するか、郵送して下さい。

■証明印申込先 障がい福祉課障がい福祉担当（釧路市役所防災庁舎3階23番窓口）（受付 16:00まで）  
阿寒町行政センター保健福祉課保健福祉担当  
音別町行政センター保健福祉課保健福祉担当（福祉保健センター「ほほえみ」）  
・「放送受信料免除申請書」を用意してあります。精神手帳と印鑑をお持ちください。

■申請書提出先 NHK札幌放送局 経営管理センター（道東担当）  
（帯広市西5条南7丁目2-2 NHK帯広放送局内）

■問合せ先 NHK札幌放送局 経営管理センター ☎011-232-4021

■申請に必要なもの 放送受信料免除申請書（申請内容、証明印等を押印・記載済のもの）

#### ★郵送による申請受付が開始されました★

下記の証明書類をお持ちの場合は、障がい福祉課の窓口へ来庁せずに郵送による手続きで申請が可能になりました。

■郵送申請の方法 NHKのホームページから免除申請書と専用の返信用封筒を取り寄せていただき、必要事項の記入と、下記の証明書類を添付の上、専用の返信用封筒にて郵送してください。



- 証明書類
  - 全額免除の場合、以下すべての書類
    - ・ 住民票（世帯全員用）
    - ・ 市町村民税非課税証明書等（世帯全員分）
    - ・ 精神手帳の写し
  - 半額免除の場合、以下すべての書類
    - ・ 住民票（世帯全員用など、世帯主がわかるもの）
    - ・ 精神手帳の写し
- 免除申請書のお取り寄せ、詳細は以下のURLよりご覧になれます。  
<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/menjo/apply.html>

### 38 生活福祉資金の貸付制度

障がい者の方が用途に応じて必要な資金を借りることができる制度です。ただし、他の公的貸付制度を利用できる方は除かれます。

- 対象者 精神手帳1級をお持ちの方が同居する世帯の方
- 問合せ・申請先
  - 釧路市社会福祉協議会（旭町12-3 総合福祉センター内 ☎24-1742）
  - 釧路市社会福祉協議会阿寒支所（阿寒町保健・福祉サービス複合施設「ひだまり」内 ☎66-4200）
  - 釧路市社会福祉協議会音別支所（☎01547-6-2941）

### 39 入場料及び入園料の免除

市などが運営する施設への入場・入園料が免除になります。

- 対象者 精神手帳をお持ちの方（介護者も免除になる場合があります）
- 利用可能施設
  - スポーツ施設
    - ・ KKS釧路厚生社アイスアリーナ（柳町アイスホッケー場）
    - ・ 柳町スピードスケート場
    - ・ 春採アイスアリーナ
    - ・ 釧路アイスアリーナ
    - ・ 鶴ヶ岱武道館
    - ・ 鳥取温水プール
    - ・ 大規模運動公園
    - ・ 高山の森パークゴルフ場
    - ・ ウインドヒルくしろスーパーアリーナ（湿原の風アリーナ釧路）
    - ・ 釧路市コミュニティ体育館（鳥取ドーム）
    - ・ 阿寒町総合運動公園（阿寒町多目的広場、阿寒町多種目競技広場、阿寒町野球場、阿寒町スポーツセンター）
    - ・ 阿寒湖畔スポーツ広場（阿寒湖畔トレーニングセンター、阿寒湖畔スケートリンク、阿寒湖畔多種目競技場）
    - ・ 音別町社会体育施設（温水プール、スケートリンク、野球場、パークゴルフ場、休憩所）
  - 文化施設等
    - ・ 釧路市立博物館
    - ・ 釧路市子ども遊学館
    - ・ 釧路市動物園
    - ・ 釧路市湿原展望台
    - ・ 釧路市丹頂鶴自然公園
    - ・ 阿寒国際ツルセンター
    - ・ 釧路市立美術館
    - ・ 道立芸術館
    - ・ 山花公園オートキャンプ場
    - ・ 釧路市鳥取コミュニティセンター（コア鳥取）
    - ・ 釧路市東部地区コミュニティセンター（コア大空）

- ・ 釧路市中部地区コミュニティセンター（コアかがやき）
- ・ フィッシャーマンズワーフ〈多目的アリーナ、スタジオ〉
- ・ ふれあいホースパーク

■ 利用方法 各施設の窓口で手帳を提示してください。

## 40 ふれあい収集

---

可燃ごみ・不燃ごみ及び資源物を排出することが困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、声かけを行いながら戸別に訪問し収集します。

■ 対象者 釧路市内に居住し、ごみ等の排出が困難であり、下記のいずれかに該当する方のみで構成される世帯。

- ① 介護認定を受けている方（要支援1以上）
- ② 障害者手帳（身体・知的・精神）の交付を受けている方
- ③ 夏期は自己排出が可能だが冬期に困難となる方

■ 申込方法 申請書に必要事項を記入の上、下記提出先へ郵送又はご持参ください。  
申請書の入手先は市ホームページ、もしくは下記窓口です。

■ 提出・問合せ先 環境事業課事業施設係（☎24-4146直通）  
環境保全課環境管理係（☎31-4535直通）  
阿寒町行政センター 市民課環境係（☎66-2211 直通）  
音別町行政センター 市民課環境係（☎01547-6-2231 代表）

## 41 避難行動要支援者避難支援事業

---

災害時に避難場所や避難施設への単独での移動が困難な方を避難行動要支援者として登録しています。

■ 対象者 下記の1～2のいずれかに該当する方で、在宅で生活している方（施設などに入所している方を除く）

1. 精神手帳1級をお持ちの方
2. 1に準ずる方で、災害時に支援が必要と認められる方

■ 実施内容 避難行動要支援者として登録された方の情報については、災害時に避難施設への誘導や安否確認などの支援を行うために役立てます。

■ 問合せ先 社会援護課 福祉政策担当（釧路市役所本庁舎1階 ☎31-4536）  
障がい福祉課障がい福祉担当（釧路市役所防災庁舎3階23番窓口）

## 4.2 映画料金割引制度

---

映画館の鑑賞料金を割引します。

- 対象者 精神手帳をお持ちの方
- 割引内容 障害者手帳の所持者及びその介護者（2名まで）の鑑賞料金が、1作品につき1人1,000円になります。  
他の割引との併用はできません。  
※企業によっては、予告なく変更がある場合がありますのでご了承ください。  
※詳しくはお問い合わせください。
- 利用方法 映画館の窓口で障害者手帳を提示してください。
- 問合せ先 イオンシネマ釧路（☎36-5533）

## 4.3 携帯料金等割引制度

---

障がい者本人の携帯電話の基本料金等の割引が受けられます。

- 対象者 精神手帳をお持ちの方
- 割引内容 障がい者本人の携帯電話の基本料金等が割引になります。  
企業によっては、予告なく変更がある場合がありますのでご了承ください。  
※詳しくは各携帯電話会社営業窓口にお問い合わせください。
- 問合せ先 各携帯電話会社営業窓口

## 【主な福祉施設】

- ★ **総合福祉センター**（旭町12-3 ☎24-1565）  
障がい者（児）やボランティアの方も利用できる施設で、会議室、視聴覚室、ボランティアルームなどがあります。社会福祉協議会や各外郭団体の事務局などがあり、地域福祉の拠点となっています。
- ★ **サン・アビリティーズくしろ**（鳥取南7-2-20 ☎51-9865）  
障がい者や一般の方も利用できる施設です。体育館、研修室、談話室などがあります。

## 【各種相談機関】

障がいのある方及び家族等からの様々な相談に応じています。

- ★ **釧路保健所**（城山2-4-22 ☎65-5811）  
障がい者の方の相談に応じます。
- ★ **釧路児童相談所**（桜ヶ岡1-4-32 ☎92-3717）  
障がい児（18歳未満）の方の相談に応じます。
- ★ **公共職業安定所(ハローワーク釧路)**（富士見3-2-3 ☎41-1201）  
障がい者の方の就職についての相談に応じます。
- ★ **NPO 法人くしろ市民後見センター**  
（身体障害者福祉センター内 山田 ☎090-2070-3227）
- ★ **NPO 法人後見ネットワーク阿寒**（☎090-2810-1761）

### <市の委託による相談支援事業所>

- ★ **釧路市障がい者基幹相談支援センター**（双葉町17-10 ☎65-7380）
- ★ **釧路市障がい者虐待防止センター**  
（共栄大通3-2-8 クレインライズI-1 ☎070-5282-9777 FAX64-6228）
- ★ **地域支援センターつばさ**（新富士4-5-7 ☎64-6363）
- ★ **自立センター**（双葉町17-18 ☎65-6500）
- ★ **地域生活支援センター・ハート釧路**（白金町2-14 ☎32-7400）
- ★ **釧路市権利擁護成年後見センター**（旭町12-3 釧路市総合福祉センター内 ☎24-1201）

### <ボランティア団体>

- ★ **釧路家庭生活カウンセラークラブ**（旭町12-3 釧路市総合福祉センターふれあい相談 ☎24-7837  
\* 電話受付時間：月～金10:00～15:30）





令和6年4月発行  
(2024年)